

京都大学における教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及びプログラム修了証に関する規程新旧対照表

改正前	改正後																																										
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、本学学生を対象として次のとおり実施する教育プログラムの教育課程の編成、実施体制等の基準及び学位記への付記等を含めた当該プログラムの修了証等の授与基準を定め、もって当該プログラムの教育の質を保証することを目的とする。</p> <p>第1表 (大学院教育プログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">プログラム名称</th> <th style="width: 20%;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル教育プログラム</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)</td> <td>平成28年度～</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大学院教育支援機構教育コース</td> <td>産学協同教育コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> <tr> <td>教育能力向上コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> <tr> <td>グローバル生存学コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略) (修了認定書) 第10条の11 機構教育コースを修了した者には、別表第4に定めるところにより、修了認定書を授与する。 2 (略)</p> <p>第4章 雑則 (終了した教育プログラムの修了を証するための措置) 第11条 前条までに定める教育プログラム等が終了した場合においても、当該教育プログラム等を修了したことに対する社会的通用性を維持するため、別表第1から別表第4までの規定は、実施期間を明示したうえで存続させるものとする。 (中 略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) } 別表第2 (第9条第1項関係) } (略)</p>		プログラム名称	実施期間		(略)		スーパーグローバル教育プログラム	(略)			スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～	大学院教育支援機構教育コース	産学協同教育コース	令和5年度～	教育能力向上コース	令和5年度～	グローバル生存学コース	令和5年度～	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 (同 左)</p> <p>第1表 (大学院教育プログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">プログラム名称</th> <th style="width: 20%;">実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル教育プログラム</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)</td> <td>平成28年度～</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大学院教育支援機構教育コース</td> <td>産学協同教育コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> <tr> <td>教育能力向上コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> <tr> <td>グローバル生存学コース</td> <td>令和5年度～</td> </tr> <tr> <td>デザイン学コース</td> <td>令和6年度～</td> </tr> <tr> <td>数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース</td> <td>令和6年度～</td> </tr> </tbody> </table> <p>(修了認定書) 第10条の11 } (同 左) 2 }</p> <p>第4章 雑則 (終了した教育プログラムの修了を証するための措置) 第11条 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第19号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第5条関係) } 別表第2 (第9条第1項関係) } (同 左)</p>		プログラム名称	実施期間		(同 左)		スーパーグローバル教育プログラム	(同 左)			スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～	大学院教育支援機構教育コース	産学協同教育コース	令和5年度～	教育能力向上コース	令和5年度～	グローバル生存学コース	令和5年度～	デザイン学コース	令和6年度～	数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース	令和6年度～
	プログラム名称	実施期間																																									
	(略)																																										
スーパーグローバル教育プログラム	(略)																																										
	スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～																																									
大学院教育支援機構教育コース	産学協同教育コース	令和5年度～																																									
	教育能力向上コース	令和5年度～																																									
	グローバル生存学コース	令和5年度～																																									
	プログラム名称	実施期間																																									
	(同 左)																																										
スーパーグローバル教育プログラム	(同 左)																																										
	スーパーグローバルコース (社会健康医学分野)	平成28年度～																																									
大学院教育支援機構教育コース	産学協同教育コース	令和5年度～																																									
	教育能力向上コース	令和5年度～																																									
	グローバル生存学コース	令和5年度～																																									
	デザイン学コース	令和6年度～																																									
	数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース	令和6年度～																																									

改 正 前	改 正 後
別表第2の2（第9条第2項関係） 別表第3（第10条の6第1項関係） 別表第3の2（第10条の6第2項関係） 別表第4（第10条の11第1項関係）	別表第2の2（第9条第2項関係） 別表第3（第10条の6第1項関係） 別表第3の2（第10条の6第2項関係） 別表第4（第10条の11第1項関係）
(略)	(同 左)
<u>修了を認定するプログラム名称</u> 大学院教育支援機構（産学協同教育コース） 大学院教育支援機構（産学協同教育コース・ベーシック） 大学院教育支援機構（産学協同教育コース・起業体験又は研究インターンシップ） 大学院教育支援機構（教育能力向上コース） 大学院教育支援機構（グローバル生存学コース）	<u>修了を認定するプログラム名称</u> 大学院教育支援機構（産学協同教育コース） 大学院教育支援機構（産学協同教育コース・ベーシック） 大学院教育支援機構（産学協同教育コース・起業体験又は研究インターンシップ） 大学院教育支援機構（教育能力向上コース） 大学院教育支援機構（グローバル生存学コース） <u>大学院教育支援機構（デザイン学コース）</u> <u>大学院教育支援機構（数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース・数理人材強化プログラム（展開））</u> <u>大学院教育支援機構（数学・数理科学イノベーション人材育成強化コース・数理人材強化プログラム（国際））</u>
別表第4の2（第10条の11第2項関係）	別表第4の2（第10条の11第2項関係）
(略)	(同 左)